ふるさと水と土指導員の地域住民活動の推進指導助成の取扱について

第1 趣旨

岐阜県ふるさと水と土指導員設置要領第7条の物品、役務等の提供(以下、「助成」という。)の取扱いについて定めるものとする。

第2 助成対象事業の内容

土地改良施設及び農地のもつ多面的機能を啓発、普及するため実施する事業または、土地 改良施設や農地の保全整備活動を通じて地域住民活動の活性化を図るために実施する事業 で、次に掲げるもの。

- (1) 講演会、シンポジウム等のイベントの実施
- (2) 土地改良施設及び農地の保全整備に関する研修会等の開催
- (3) 田んぼの学校等の地域住民啓発活動の実施
- (4) 地域住民の組織化の活動
- (5) 地域住民のコミュニケーションの促進又は都市住民との交流を図る活動
- (6) 「水と土」に係わる農村の伝統や文化の保存活動
- (7)農業農村や地域資源の有する公益的機能について都市住民の理解と交流を深めることを目的として行う次の事業
 - ア 作物の栽培等による棚田や耕作放棄地の利活用
 - イ 土地改良施設や農地の維持保全のための景観作物等の植栽
 - ウ 土地改良施設や農地の維持管理及び軽微な補修
 - エ 堰・水車・はざ木等の文化的・歴史的資産の軽微な保全整備
 - オ 都市住民等に対するPR活動
- (8) その他知事が認める活動

第3 助成経費等

- 1 助成対象とする経費は次のとおりとする。
- (1)講師の報償費、旅費
- (2) 会場、機械等の使用料及び賃借料
- (3) 会議及び行事を行うために必要な消耗品費
- (4) 花木等の消耗品費
- (5) 軽微な補修、保全を行うために必要な消耗品費
- (6) PR活動を行うために必要な印刷製本費
- (7) その他事業を行うために必要と知事が認めた経費 (但し、講師へ支払う以外の報償費及び旅費、会議費(茶菓・弁当代等)は除く)
- 2 工事用の原材料費は原則助成対象経費としない。
- 3 助成額及び助成期間は次のとおりとする。
- (1)助成額は、原則として1地区年400千円以内とする。
- (2) 同一場所の助成期間は単年度とする。但し、地域活動の定着を考慮する場合は、原則 として3年間までとする。
- 4 助成は物品、役務等の直接支給によるものとする。

第4 事業計画書の提出

ふるさと水と土指導員(以下「指導員」という。)が助成を受けようとするときは、事業計画書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添え、助成を受けようとする年度の前年度の 10月末までに市町村を経由して知事に提出しなければならない。

- 1 要求内訳書(別記第2号様式)
- 2 その他知事が必要と認める書類

第5 事業決定

知事は、事業計画書の提出があったときは、当該書類を審査し、事業内容等が適当である と認めたときは、岐阜県農業農村整備委員会に諮り事業決定をするものとする。

変更事業計画書の提出があったときは、岐阜県農業農村整備委員長に報告し、変更決定するものとする。

第6 決定通知

知事は、事業決定をしたときは、速やかにその決定の内容について、指導員に通知(別記第3号様式)するものとする。

第7 決定通知後の事業計画変更

指導員は、第6により決定通知を受けた事業について事業内容を変更する場合は、次に 掲げる書類を事業を実施しようとする日の概ね1ヶ月前までに、市町村を経由して知事に 提出しなければならない。

ただし、助成額減額のみの変更の場合はこの限りではない。

- (1)変更事業計画書(別記第1号様式)
- (2)要求内訳書(変更)(別記第2号様式)
- (3) その他知事が必要と定める書類

第8 指導員の交代等

事業実施の決定を受けた指導員が、岐阜県ふるさと・水と土指導員設置要領第3条により 交代する場合、後任者は事業決定済みの事業を実施できるものとする。

第9 事業計画決定取り下げ

指導員は、第6により決定通知を受けた事業について事業実施が困難となった場合は、事業計画決定取り下げ申請書(別記第6号様式)を市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

第10 事業計画取り下げ決定

知事は、事業計画決定取り下げ申請書の提出があったときは、ぎふ農業農村整備委員長に 報告し、取り下げ決定通知(別記第7号様式)をするものとする。

第11 事業に係る経費

知事が決定した事業に係る経費については、岐阜県農政部農村振興課(事務局)にて所管する。

第12 実績報告

指導員は、事業が完了したときは、事業の成果を記載した実績報告書(別記第4号様式) に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 1 事業実績報告書(別記第5号様式)
- 2 その他知事が必要と認める書類

附則 この取扱は、平成10年 6月 8日から施行する。

この取扱は、平成11年 4月 1日から施行する。

この取扱は、平成14年 3月29日から施行する。

この取扱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この取扱は、平成15年 4月 1日から施行する。

この取扱は、平成17年10月15日から施行する。

この取扱は、平成18年 3月20日から施行する。

この取扱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この取扱は、平成19年 7月 3日から施行する。

この取扱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この取扱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この取扱は、令和 元年 5月 7日から施行する。

この取扱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この取扱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この取扱は、令和 4年 8月 5日から施行し、令和 5年 4月 1日か

ら適用する。